

「企業活動と医療機関等との関係の透明性に関する指針」

旭化成ゾールメディカル株式会社

旭化成ゾールメディカル株式会社（以下「当社」）は、「企業活動と医療機関等との関係の透明性に関する指針」（以下「本指針」）を自社の指針として定め、当社の事業活動に伴う医療機関・医療関係者等への資金提供実績の情報を公開いたします。

1. 目的

旭化成ゾールメディカルは、救急救命の絆をつなぎ、人々の「いのち」に貢献することを理念としています。我々はこの理念の実現のため、関連法規・法令を遵守し、高い倫理性に担保された企業活動に努めてまいります。

当社はこの理念に立脚し、当社と医療機関・医療関係者等との関係の透明性及び信頼性を確保することにより、当社の事業活動が医学・医療工学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること、また当社の企業活動が高い倫理性を担保した上で行われていることについて、広く社会の皆様からご理解を得ることを目的として、本指針を策定しています。

2. 公開方法

当社ウェブサイトを通じて公開いたします。

3. 公開時期

1会計年度（4月1日から翌年3月31日）の資金提供実績を、当該年度の決算終了後1年以内に公開いたします。

4. 公開対象

以下のA.～E.に該当する実績について、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開いたします。

A. 研究費開発費等（消費税抜き）

臨床研究法、医薬品医療機器等法におけるGCP/GVP/GPSP 省令等の公的規制や各種指針のもとで実施される研究・調査等に要した費用が含まれ、件数はいずれも契約件数です。

- ・ 特定臨床研究費（※1）

提供先施設等の名称等（※2）：〇〇件〇〇円

- ・ 倫理指針に基づく研究費（※3）

提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円

- ・ 臨床以外の研究費（※5）

年間の件数・総額、提供先施設等の名称（※4）

- ・ 臨床試験費（治験費）

提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円

- ・ 製造販売後臨床試験費

提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円

- ・ 不具合・感染症症例報告費

提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円

- ・ 製造販売後調査費

提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円

- ・ その他研究開発関連費用

年間の総額

（※1）「特定臨床研究費」とは、臨床研究法に定義される特定臨床研究の契約に基づいて支払った費用をいいます。

（※2）「臨床研究識別番号」「資金の提供先」「統括管理者名」「研究実施医療機関名」「研究責任医師名」等を公開いたします。

（※3）「倫理指針に基づく研究費」の「倫理指針」とは、“人を対象とする医学系研究に関する倫理指針”を指します。

（※4）「提供先施設等の名称」は契約内容に基づいて、「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開いたします。

(※5) 「臨床以外の研究費」とは、特定臨床研究、倫理指針に基づく研究、臨床試験（治験）及び製造販売後調査等以外の研究であり、いわゆる「基礎研究」などに要した費用をいいます。

B. 学術研究助成費

学術振興や研究助成等を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、及び学会等の会合開催を支援するための学会等寄附金、学会等共催費が含まれます。なお、「学会等共催費等」には、会合開催に付随するセミナー等の共催費、広告掲載料、出展料等が含まれる。

- ・ 奨学寄附金（非課税）

〇〇大学〇〇教室：〇〇件〇〇円

- ・ 一般寄附金（非課税）

〇〇大学（〇〇財団）：〇〇件〇〇円

- ・ 学会等寄附金（非課税）

第〇回〇〇学会（〇〇地方会・〇〇研究会）：〇〇円

- ・ 学会等共催費（消費税抜き）

第〇回〇〇学会〇〇セミナー：〇〇円

(※この項には、臨床研究法で公表を義務付けられている情報も含まれます。)

C. 原稿執筆料等（消費税抜き、源泉込み）

自社医療機器の適正使用等に関する情報提供のための講演、原稿執筆や監修、その他のコンサルティング等の業務委託の対価として支払う費用が含まれます。

- ・ 講師謝金

〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円

- ・ 原稿執筆料・監修料

〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円

- ・ コンサルティング等業務委託費

〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円

(※この項には、臨床研究法で公表を義務付けられている情報も含まれます。)

D. 情報提供関連費（消費税抜き）

医療関係者に対する自社医療機器の適正使用、安全使用のために必要な講演会、模擬実技指導、説明会等の費用が含まれます。

- ・ 講演会等会合費

年間の件数・総額

- ・ 説明会費

年間の件数・総額

- ・ 医学・医療工学関連文献等提供費

年間の総額

E. その他の費用（消費税抜き）

社会的儀礼としての接遇等の費用が含まれます。

- ・ 接遇等費用

年間の総額

2025年7月1日改定